

# 化学物質管理水準が良好な事業場の 特別規則等の適用除外について



労働安全衛生規則等の一部が改正され、2023年4月1日より化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対して特別規則<sup>\*</sup>による個別規制の適用除外が認められることとなりました。

※ 特別規則：特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則

これは、事業者による化学物質の自律的な管理を促進するという考え方にに基づき、作業環境測定の対象となる化学物質を取り扱う業務等について、化学物質管理の水準が一定以上であると所轄都道府県労働局長が認める事業場に対して、特別規則の規定の一部の適用を除外することを定めたものです。

適用除外の対象とならない規定は、特殊健康診断に係る規定及び保護具の使用に係る規定です。なお、作業環境測定の対象とならない化学物質に係る業務等については、適用除外の対象となりません。また、所轄都道府県労働局長が適用除外の要件のいずれかを満たさないと認めるときには、適用除外の認定は取消しの対象となります。適用除外が取り消された場合、適用除外となっていた当該化学物質に係る業務等に対する特別規則の規定が再び適用されます。

また、この認定は、3年以内ごとにその更新を受けなければ効力を失います。

## <化学物質管理の水準が一定以上と認められる要件>

- ① 当該事業場に専属の化学物質管理専門家が配置され、次に掲げる事項を管理していること。
  - (1) リスクアセスメントの実施に関すること。
  - (2) リスクアセスメントの結果に基づく措置、その他各特別規則が適用される化学物質等による健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。
- ② 過去3年間に各特別規則が適用される化学物質等による死亡又は休業4日以上の労働災害が発生していないこと。
- ③ 過去3年間に各特別規則に基づき行われた作業環境測定の結果が全て第1管理区分に区分されたこと。
- ④ 過去3年間に各特別規則に基づき行われた特殊健康診断の結果、異常所見があると認められる労働者が発見されなかったこと。
- ⑤ 過去3年間に1回以上、リスクアセスメントの結果や結果に基づく措置等について、外部の化学物質管理専門家による評価を受け、労働者の健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられていると認められること。
- ⑥ 過去3年間に事業者が当該事業場において労働安全衛生法及びこれに基づく命令に違反していないこと。

ご不明点は、当社 営業担当 又は **分析担当者 杉山、佐藤（亮）**（フリーダイヤル 0120-01-2590）まで、お気軽にお問い合わせください。